

琉球大学 教授職員会ニュース 第179号

2015年9月25日 琉球大学教授職員会 事務局：中城口信号角・内線2023

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/> E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

2015年度活動方針の概要・会規約申し合わせ

7月28日開催の教授職員会定期総会では、2014年度活動報告、2015年活動方針、2014年度決算、2015年度予算をいずれも可決しました。また、会規約についての申し合わせ2件、決議4件を採択しました。決議については、ニュース177-178合でお知らせし、ウェブサイトにもアップしています。

今号では、今年度活動方針と会規約申し合わせの概要をお知らせします。

2015年度活動方針

(1) 教育研究環境の整備と改善

- ・学教法等「改正」に伴う新学内規則の適正な運用、全部局での教授会への全教員参加を求めます。
- ・役員会、経営協議会、教育研究評議会などの民主的運営、詳細な議事録の作成と公開を求めます。運営費の公正な配分・用途について厳しく監視します。
- ・役員の責任明確化、学長選出での学内意思尊重、役員解任請求制度「実質化」を求めます。
- ・「慰霊の日」を休日扱いとするよう求めます。
- ・大学予算の抜本増額を要求し、学長経費吸い上げによる部局の窮乏の転換を図るよう求めます。
- ・2016年度に始まる第三期中期計画とそれに伴う文教政策に対応した取り組みを行います。
- ・学問の自由・教育の自由が保障されるような教育研究環境の実現に取り組みます。
- ・不安と危険に脅えることのない教育研究環境実現のため、軍用機のキャンパス上空飛行禁止、オスプレイ撤去、普天間基地閉鎖を求めます。それに係る全県民的行動や、大学自治や学問の自由にも関わる憲法の平和的民主的規定の擁護に係る国民的運動には、組合の特性をふまえつつ協力します。時宜を得た抗議など責任ある対応を大学当局に求めます。
- ・西普天間地区への附属病院移転も進む中で、軍事に係わる研究教育・診療等が行われることのないように大学当局に求めます。
- ・すべての人の自由で伸びやかな教育研究環境の実現のため、ハラスメント等人権問題に取り組み、大学に相応しい自治的管理を求めます。

(2) 労働条件の整備と改善

- ・団体交渉の正常化と適切な運営を大学当局に求めます。給与、時間外労働等労働条件問題に引き続き取り組みます。ハラスメント防止・対策、学問の自由が保障されるような労働条件の整備に取り組みます。年次有給休暇・産休・育休・介護休暇の取得保障、入試やオープンキャンパス対応等、時間外手当について実態に即した制度設計に改善させます。
- ・労働法規を遵守する大学運営を強く求めます。自主的・自律的な労使関係構築に努め、全学説明会や団体交渉のルールづくりを進めます。非常勤講師の処遇にまつわる諸問題に取り組みます。

(3) 組合活動の充実と発展

- ・会員拡大に取り組みます。労働組合の役割を周知し、各ブロック過半数の組合員獲得を目指します。
- ・ブロック編成や会員資格について、柔軟に対応しつつ、将来的な在り方を検討します。
- ・Webサイト、e-mail、印刷メディアを活用し広報、情報共有の充実・定期化をはかります。
- ・組合員の相互交流・親睦・情報交換の活性化、ブロック活動などを奨励します。部局間の風通しをよくして、組合員の教育研究等にも役立つよう、今後の行事等の在り方について検討します。
- ・三者連絡会（琉大労組、琉大病院労組、教授職員会からなる）の連携を引き続き行います。非常勤講師ユニオンとの連携や他大学労組との協力を引き続き行います。

▶次ページに続く

- ・教授職員会室建物の改修に伴い、業務水準維持、効果的利用を図ります。
- ・健全な財政状況の維持に努め、組合費の未収金に適切に対処します。未収金のうち3年度を超えたものは不良債権として整理します。「設備積立金」「裁判等運動基金」積み立てを進めます。
- ・議事録作成の外注及び事務補佐員雇用を継続し、会務の効率化を図ります。執行部体制の強化・効率化・負担の分担を進め、専門委員会（財務等、ハラスメント対策、法規など）を強化します。

琉球大学教授職員会規約第10条の運用に関する申し合わせ

1. 第2項「各ブロックは、代議員の選出に当たって、各職階にわたって選出されるよう留意しなければならない」について：ブロックにより、職階ごとの教員数・会員数に偏りがある実態に鑑み、各ブロックの判断により職階のバランスが取れるような選出を行い、負担を均等に分担することにも留意することとします。
2. 非常勤講師会員の選挙権・被選挙権について：当然に常勤教員の会員と同じ権利を有しますが、その就労状況や労働組合への要求が極めて多様であることに鑑み、所属するブロックにおいて、役員選出の際、選挙人名簿・被選挙人名簿への掲載は、それぞれ本人の希望に基づいて行うこととします。

琉球大学教授職員会規約に定める投票に関する規程改定

- ・役員信任投票の管理委員会は、総会で、管理委員を各ブロックより2名ずつ選出することになっていましたが、医学ブロックについては代議員定数が1名なので、投票管理委員についても1名選出することとします。

新会長からご挨拶

高田 清恵（法文学部）

今年度の会長を務めることになりました法文学部の高田です。現在、国立大学法人は、大きな改革の流れの中にあります。本学が今後、より良い大学へ発展していくためには、学長のリーダーシップだけでは十分でなく、構成員である教職員ひとり一人が能力を十分に発揮できることが不可欠だと思います。そのためには教職員の働く条件や環境、研究や教育環境が良好なものであることが不可欠と言えましょう。

構成員の声を代弁し、その権利を守っていく「労働組合」という組織は、大学組織にとって不可欠で、重要な存在だと思います。

私の専門は憲法25条*に関わる分野ですが、労働基準法をはじめとする労働法規は、憲法25条が定める人間らしい最低限度の生活水準の権利を、労働の場を通じて保障するためのものです。これらの法規が守られなければ、労働者の最低限の健康や安全、労働能力が守られず、損なうことになりかねません。そのような環境の下では教職員が十分に能力を発揮できるとは到底言えないでしょう。

しかし、残念ながら本学では、三六協定が締結されないまま時間外労働が行われるなど、違法な状態が続いています。これは重大な事態です。また、パワハラなどハラスメントの問題も少なからず生じているように見受けられます。管理職者の労働法規に関する理解の低さや、長時間労働の問題等も懸念されます。

働く条件や教育研究環境を改善し、ハラスメント等を防止して、性別や信条、国籍、障害の有無等、多様なバックグラウンドをもつ構成員が働きやすい環境づくりに少しでも貢献できるよう、微力ながら尽力したいと思っております。

会長として力量不足は否めませんので、ぜひ皆さんからのご助言や励まし、ご協力をお願いしたいと思っております。また、まだ当会に入会されていない教員の皆様にも、是非この機会にご検討いただき、学部を超えた交流の場でもある当会にご参加いただければ嬉しい限りです。（たかた きよえ）

* 日本国憲法

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。